

第4編 南海トラフ地震 防災対策推進計画編

第1章 総 則

第1節 推進計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号）第 5 条第 2 項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護及び円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることによって、被害を最小限に軽減することを目的とする。

第2節 防災関係機関の業務大綱

市の地域に係る地震防災に関し、市内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務または業務の大綱は、【第1編 第2章 第1節「防災関係機関の実施責任と処理すべき事務または業務の大綱」】に定めるところによる。

第2章 関係機関との連携協力の確保

項 目	担 当
第1節 資機材、人員等の配備手配	本部班、関係各班
第2節 他機関に対する応援要請	本部班、管財調達班、人事班
第3節 帰宅困難者への対応	本部班、避難収容班、各総合支所生活福祉班

第1節 資機材、人員等の配備手配

第1項 物資等の調達手配

市は、南海トラフ地震の発生後に行う災害応急対策に必要な次の物資等が確保できるよう、あらかじめ物資の備蓄・調達計画を作成しておき、発災時には必要に応じて関係機関に供給要請を行う。

また、県に対して、地域住民等に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な物資の供給を要請する。

- ① 医療及び防疫に必要な資機材
- ② 食料品・飲料水・生活必需品
- ③ その他災害応急措置に必要な資機材

【第2編 第3章 第10節 第1項「救助・救急活動」参照】

【第2編 第3章 第11節 第2項「医療救護班による活動」参照】

【第2編 第3章 第13節「食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給」参照】

第2項 人員の配置

市は、人員の配備状況を県に報告するとともに、人員に不足が生じる場合は、県に応援を要請する。

第3項 災害応急対策等に必要な資機材等の確保

市は、南海トラフ地震が発生した場合において、災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、あらかじめ必要な資機材の点検、整備及び配備等の計画を作成する。
発災後、各担当部班は、速やかに必要な資機材の準備を行う。

第2節 他機関に対する応援要請

市は、災害応急対策の実施にあたり、締結している応援協定に基づき、必要に応じて応援要請を実施する。また、平常時より、必要と判断される民間との応援協定の締結に努める。

市が締結している他市町村との相互応援協定は、次のとおりである。

- ① 宮崎県消防相互応援協定（平成 18 年 7 月 20 日締結）
- ② 宮崎県市町村防災相互応援協定（平成 8 年 8 月 29 日締結）
- ③ 全国青年市長会災害相互応援に関する要綱（平成 18 年 2 月 28 日加盟）
- ④ 環霧島会議防災相互応援協定（平成 21 年 5 月 19 日締結）

また、「宮崎県南部地域大規模災害対策連携推進協議会」（平成 27 年 2 月）が設立したことも踏まえて、周辺自治体との広域的な連携体制の強化を図っていく。

【第2編 第3章 第6節「広域的な応援活動体制」参照】

その他応援協定の締結状況については、資料編を参照する。

なお、県の「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に基づく宮崎県実施計画（平成 28 年 3 月）では、都城市公設地方卸売市場が消防庁の進出拠点として、また、大型ヘリコプターが駐機できる都城市高城運動公園が救助活動拠点の候補地として、さらに都城トラック団地協同組合が広域物資輸送拠点、早水公園体育館が地域内輸送拠点として位置づけられている。

第3節 帰宅困難者への対応

市は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知するほか、民間事業者との協力による一斉徒歩帰宅の抑制対策を進める。

なお、本部班、避難収容班、物資補給班は、帰宅困難者の徒歩帰宅等を支援するため、食料、水、休憩場所の提供や必要な救護、情報提供を行う拠点の確保を図る。その際は、女性専用スペースを設けるなど、できる限り性別や年齢等、多様な主体のニーズに配慮する。

観光客等の帰宅困難者については、観光施設、交通機関等と協力して、観光客向けの避難場所や物資の確保、正確な情報提供による適切な行動の誘導等の対策を行う。

第3章 避難及び救助対策

項 目	担 当
第1節 避難情報の発令	本部班
第2節 避難対策等	本部班、避難収容班、福祉こども・救護班、保健・救護班、各総合支所生活福祉班
第3節 消防機関等の活動	消防署班、消防団
第4節 ライフライン関係	水道班、下水道班、総合政策総括班、関係事業者
第5節 交通関係	土木班、各総合支所産業土木班、警察署、関係事業者
第6節 市の施設等に関する対策	関係各対策班
第7節 迅速な救助	消防署班、消防団、本部班、保健・救護班

第1節 避難情報の発令

市長は、南海トラフ地震及び地震に伴い発生する災害による住宅等の倒壊や火災延焼など二次災害の危険が切迫し、住民を避難させる必要がある場合、危険区域の居住者、残留者に対し避難の立ち退きを指示する。

また、市長は、避難情報発令の判断に際し、必要に応じて、気象台、国、県に対して助言を求める。

避難情報の発令基準は、以下のとおりとする。

《避難情報の発令基準》

区分及び 警戒レベル	基 準
避難指示 警戒レベル4※	・市域に南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき ・地震後の地すべり、山崩れ等により危険が切迫しているとき ・余震により、建物等の倒壊の危険があるとき ・その他人命保護上、避難を要すると認められるとき
緊急安全確保 警戒レベル5※	・状況が更に悪化し、避難すべき時期が切迫したとき ・災害の発生が確認され、現場に残留者がいるとき、又は二次災害の危険があるとき ・その他緊急に避難する必要があると認められるとき

※警戒レベルは土砂災害に関連する場合のみ付して発令する。

【第3編 第3章 第7節「避難収容対策」参照】

第2節 避難対策等

- ① 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表があったときは、初めの7日間は避難指示を発令し、市民へ避難を呼びかける。7日経過後は、市民へ地震への備えを再確認し、防災対応を取りつつ通常の生活を送るよう呼びかける。
- ② 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の発表があったときは、市民へ地震への備えを再確認する等、防災対応を取りつつ通常の生活を送るよう呼びかける。
- ③ 避難施設は、南海トラフ地震発生後の施設の被害状況を確認し、建物の倒壊等の危険度判定を優先的に実施する等、施設及び資機材の利用可能性、被害状況を判断し、避難者の必要な移送や収容の措置をとる。
- ④ 避難所の開設に際しては、避難所の応急危険度判定を優先的に行う体制、各避難所との連絡体制を整備し、円滑な避難の実施に努める。
- ⑤ 避難所には、必要な設備及び資機材の配備、食料や生活必需品の調達、確保並びに職員の派遣が行えるよう準備しておく。
- ⑥ 自主防災組織、自治公民館、事業所等の自衛消防組織は、避難情報の発令があったときは、あらかじめ定めた避難計画に基づき、市災害対策本部の指示に従い、地域住民、従業員等の避難誘導のための必要な措置をとる。
- ⑦ 他人の介護等を要する者に対しては、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ、次項に留意する。
 - ア 避難行動要支援者名簿を活用し、必要に応じて関係者と情報共有する。
 - イ 南海トラフ地震が発生した場合に、アに掲げる者を収容する施設のうち、市が管理するものについて、収容者等に対し必要な救護を行う。
- ⑧ 外国人、観光客等に対する避難誘導等については、消防職員（消防団員）、警察官、事業所等の自衛消防組織、観光施設の従業員等の協力を得て、組織的に行う。
- ⑨ 避難所における救護上の留意事項は、次のとおりである。
 - ア 避難所において避難者に対し実施する救護
 - a 収容施設への収容
 - b 飲料水、主要食料及び毛布等の供給
 - c その他必要な措置
 - イ アに掲げる救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るための措置
 - a 流通在庫の引き渡し等の要請
 - b 県に対し、県及び他の市町村が備蓄している物資等の供給要請
 - c その他必要な措置

【第2編 第3章 第9節「避難収容対策」参照】

第3節 消防機関等の活動

消防機関は、南海トラフ地震による火災や延焼災害時に際し、消防の機能を最大限に発揮して、災害から住民の生命、身体、財産を保護し、その被害を軽減する。

- ① 消防力が火勢に対して優勢な場合は、先制防御活動により一挙鎮滅を図り、消防力が下回るときは、震災消防活動の効率性を確保するため、次の原則により出動する。

ア 災害対応の優先

同時多発する災害状況下において、人的・社会的被害を最小限とするため、火災の早期発見と、火災初期の現場については一挙鎮圧に総力を挙げる。

イ 市街地火災消火の優先

大規模な火災により多数の部隊を要する場合、市街地に面する部分及び市街地への延焼阻止を優先した消火活動を行う。

ウ 避難場所、避難道路確保の優先

延焼火災の多発、火災が拡大する場合等、火災が消防力を超え、または火災の制圧ができない場合には、人命の安全を最優先し、住民の避難誘導とともに避難場所や避難道路の確保のための活動を優先に行う。

エ 重点防ぎょ地域の優先

危険物施設等の重要対象物等、災害の状況から重点的に防ぎょすべき地域を総合的に判断し、部隊を投入する。

- ② 消防対策部は、関係機関と連携して、迅速かつ的確に救助・救急活動、行方不明者の搜索等を実施する。

【第2編 第3章 第10節「救助・救急活動及び消火活動」参照】

【第3編 第3章 第8節「救助・救急活動及び消火活動」参照】

第4節 ライフライン関係

本項目については、【第2編 第3章 第20節「ライフライン施設の応急対策」】を参照する。

第5節 交通関係

本項目については、【第2編 第3章 第12節「緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動」】を参照する。

第6節 市の施設等に関する対策

本項目については、【第2編 第3章 第17節「公共施設等の応急対策」及び第18節「農林畜産業の応急対策」】を参照するほか、次の事項に留意する。

第1項 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、図書館、学校等の管理上の措置は、おおむね次のとおりである。

1 各施設に共通する事項

- ① 南海トラフ地震臨時情報の入場者等への伝達
- ② 地震・余震情報等の入場者等への伝達
- ③ 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- ④ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- ⑤ 出火防止措置
- ⑥ 水、食料等の備蓄
- ⑦ 消防用設備の点検、整備
- ⑧ 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピューター等情報を入手するための機器の整備

2 個別事項

- ① 病院、診療所等にあつては、重症患者、新生児等の、移動することが不可能または困難な者の安全確保のための必要な措置
- ② 学校等にあつては、当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合（特別支援学校等）は、これらの者に対する保護の措置
- ③ 社会福祉施設にあつては、重度障がい者、高齢者等、移動することが不可能また

は困難な者の安全の確保のための必要な措置（具体的な措置内容は各施設が定める。）

第2項 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

- ① 市は、災害対策本部の設置場所においては、前項の1に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとる。

- ア 自家発電装置、可搬式発電機等の整備による非常用電源の確保
- イ 無線通信機等通信手段の確保
- ウ 災害対策本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

- ② この推進計画に定める避難所等が設置される学校、社会教育施設等の管理者は、前項の1または2に掲げる措置をとるとともに、市が行う避難所等の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力する。

第3項 工事中の建築等に対する措置

市は、工事中の建築物その他の工作物または施設については、工事を中断する。

第7節 迅速な救助

第1項 消防機関等による被災者の救助・救急活動の実施体制

市は、平常時より、消防関連施設の耐震化等、救助活動体制、救急体制の整備及び車両・資機材の確保に努め、震災の際は広範囲の被害が予想される被災現場において、円滑かつ効率的な救助・救急活動を実施する。

【第2編 第2章 第13節「救急・救助及び消火活動体制の整備」参照】

【第2編 第3章 第10節「救助・救急活動及び消火活動」参照】

【第3編 第3章 第8節「救助・救急活動及び消火活動」参照】

第2項 緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備

市は、緊急消防援助隊運用要綱に定める受援計画等による、緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備を行う。

第3項 実働部隊の救助活動における連携の推進

市は、自衛隊、警察、消防本部等の実働部隊による迅速な救助のため、被災地への経路の確保を含む救助活動における連携の推進を図る。

第4項 消防団の充実

市は、消防団に関し、加入促進による人員確保、車両・資機材の充実、教育・訓練の充実を図り、震災の際は円滑かつ効率的な消防活動が行えるように努める。

第4章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

項 目	担 当
第1節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	総務部、関係部局

南海トラフ地震が発生した場合の直接的被害を極力軽減すること、災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため、建築物・構造物等の耐震化・不燃化、土砂災害防止施設の整備を図るとともに、避難所、避難経路、避難誘導及び避難救助のための拠点施設その他の消防用施設、緊急輸送ネットワーク、地震防災上緊急に整備すべき施設等の推進が必要である。

第1節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

1 建築物、構造物等の耐震化・不燃化

市は、南海トラフ地震による建築物の被害を最小限にとどめるため、昭和56年の「建築基準法」の改正（新耐震基準）以前に設計・施工された建築物について、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）」の趣旨を踏まえ、耐震診断及び耐震改修の促進に努める。

また、耐震補強が成されていない市が管理する公共土木構造物の補強工事の実施、耐震性が未確定の構造物における耐震診断の実施、未補強の状態で地震による影響が懸念される場合の通行規制の措置や迂回路等について、あらかじめ定めておくよう努める。

【第3編 第2章 第2節「建築物の安全性確保」参照】

2 避難場所の整備

避難所は、耐久性（耐震、耐火、浸水区域外）を備えた公共の建物で、当該地域の避難者を収容できる、次に示すような施設とする。

なお、指定する避難所は、避難する者の居住地区を限定するものではない。

- ① 地区公民館
- ② 小学校、中学校等の教育施設
- ③ その他、保健療養施設や総合体育館等

【第2編 第2章 第11節「避難収容体制の整備」参照】

3 避難路の整備

市は、避難所に至る避難路を確保するため、道路改良または新設を計画するに当たっては、防災性に配慮した計画とし、延焼遮断帯や消防水利の併設等の整備を推進する。

また、沿道建物の不燃化、倒壊防止の促進、道路上の危険箇所の改善、危険物の除去等の対策を講じる。

4 土砂災害予防施設

市は、県が実施する各種土砂災害対策事業について、円滑な施工ができるよう協力するとともに、未整備箇所については、県に対して、積極的に事業の導入を要請する。

緊急な対策を必要とする小規模な危険箇所について、単独により次に掲げる対策を検討する。

- ① 地表水によるがけ面の洗掘防止と浸透水による崩壊を防止する排水溝の設置等
- ② がけ地や台地の端部にあり崩落を誘発するおそれのある大きな樹木の伐採
- ③ 亀裂や浮き石のある不安定な斜面について、ビニールシートまたはコンクリート等での補強等
- ④ 二次災害防止のためのシート、杭等の保管

【第2編 第2章 第7節「土砂災害予防計画」参照】

5 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設

市は、「消防力の整備指針」（平成12年1月20日消防庁告示第1号）並びに「消防水利の基準」（昭和39年12月10日消防庁告示第7号）に基づいて、計画的に消防施設の整備充実を図る。

6 緊急輸送を確保するために必要な道路の整備

市は、効率的な緊急輸送や災害応急対策の輸送を行うため、県の指定する緊急輸送道路と防災活動拠点を結ぶ主要な市道、または市内の地域間を連絡する主要な市道を「防災道路」として位置付け、国・県道と連絡して市域における緊急輸送のネットワークを構成する。

緊急輸送道路に指定された路線については、道路関連施設の重点的な耐震性の強化に努める。

《 緊急輸送地域ルートの路線及び区間 》

路線名	区 間	管理者
国道 10 号	都城市中町（中町交差点） ～都城市姫城町（都城市役所）	国土交通省
	都城市高木町（都城 IC） ～都城市高城町穂満坊（国道 10 号交差）	
国道 221 号	都城市都北町（松之元交差点） ～都城市上水流町（都城トラック団地協同組合）	宮崎県
国道 269 号	都城市神之山町（神之山交差点） ～都城市平江町（国道 10 号交差）	
県道 12 都城東環状線	都城市神之山町（神之山交差点） ～三股町樺山（町道山王原上米線交差）	
都城市道 鷹尾上長飯線	都城市下川東 3 丁目（市場入口交差点） ～都城市志比田町（都城市公設地方卸売市場）	都城市
都城市道 桜馬場通線	都城市祝吉町（祝吉五差路交差点） ～都城市早水町（早水公園）	
都城市道 下川東穂満坊線	都城市太郎坊町（国道 221 号交差） ～都城市太郎坊町（市道太郎坊金田線交差）	
都城市道 軍神原通線	都城市高城町穂満坊（市道片前桜並木線交差） ～都城市高城町穂満坊（都城市高城運動公園）	
都城市道 片前桜並木線	都城市高城町穂満坊（国道 10 号交差） ～都城市高城町穂満坊（市道軍神原通線交差）	
都城市道 太郎坊金田線	都城市太郎坊町（市道下川東穂満坊線交差） ～都城市太郎坊町（都城市郡医師会病院）	

（「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に基づく宮崎県実施計画 平成 28 年 3 月）

【第2編 第2章 第3節「道路交通関係施設の整備と管理」参照】

7 通信施設の整備

市は、地震による被害が防災関係機関の中核機能に重大な影響を及ぼす事態に備え、関係機関間の連絡が相互に迅速かつ確実に伝えられるよう、情報伝達ルートの多重化及び情報交換のための収集連絡体制の明確化等、体制の確立に努める。

また、その際夜間、休日等の場合においても対応できる体制を整備する。

- ① 災害情報通信ネットワークの整備、拡充
- ② 災害情報通信ネットワーク運用体制の整備

第5章 防災訓練計画

項 目	担 当
第1節 防災訓練計画	総務部、消防局

第1節 防災訓練計画

- ① 市及び防災関係機関は、南海トラフ地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び地域住民等の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る南海トラフ地震を想定した防災訓練を実施する。
- ② 市は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、県に対し、必要に応じて助言と指導を求める。
- ③ 市は、南海トラフ地震に関する応急対策活動を迅速・的確に行うため、県、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行う。
 - ア 要員参集訓練及び本部運営訓練
 - イ 避難行動要支援者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
 - ウ 情報収集、伝達訓練
 - エ 災害の発生状況、避難情報の発令、自主避難による各避難場所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に県及び防災関係機関に伝達する訓練
 - オ 負傷者等の搬送訓練、物資輸送訓練

【第2編 第2章 第19節「防災訓練」参照】

第6章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

項 目	担 当
第1節 市職員に対する防災知識の普及	総務部、土木部、消防局
第2節 地域住民等に対する防災知識の普及	総務部、消防局、教育委員会
第3節 相談窓口の設置	総務部、関係各部

市は、防災関係機関、地域の自主防災組織、自治公民館、事業所等の自衛消防組織等と協力して、南海トラフ地震に対する防災上必要な防災知識の普及を推進する。

第1節 市職員に対する防災知識の普及

市は、地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、南海トラフ地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を各部局、各機関ごとに行う。

防災教育の内容は次のとおり。

- ① 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動等に関する知識
- ② 地震に関する一般的な知識
- ③ 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- ④ 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- ⑤ 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- ⑥ 南海トラフ地震対策として取り組む必要のある課題

第2節 地域住民等に対する防災知識の普及

市は、関係機関と協力して、防災マップの見直し・周知徹底、ワークショップの開催、防災訓練等の機会を通じて、地域住民等に対する防災知識の普及を図る。

防災教育の内容は、次に示すとおりとし、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとする。

なお、その教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施等地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることにも留意しながら、実践的な教育を行う。

- ① 南海トラフ地震臨時情報の内容及びこれに基づきとるべき行動
- ② 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動等に関する知識
- ③ 地震に関する一般的な知識
- ④ 南海トラフ地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、初期消火及び自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
- ⑤ 正確な情報入手の方法
- ⑥ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- ⑦ 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- ⑧ 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
- ⑨ 避難生活に関する知識
- ⑩ 住民自らが実施しうる、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平常時からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- ⑪ 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容

【第2編 第2章 第20節「防災知識の普及」参照】

第3節 相談窓口の設置

市は、南海トラフ地震臨時情報の発表時には、住民等からの地震対策の実施上の相談を受けるために必要な窓口を市役所内に設置するとともに、その周知徹底を図る。

また、南海トラフ地震の発生時には、開設要請を受け、総合政策対策部（秘書広報班）が災害相談窓口として臨時市民相談所を設置し、各総合支所総括・総務班ほか関係各部班の協力を得て、安否確認の受付、り災証明、税の減免、仮設住宅への入居申請、住宅応急修理の相談、医療相談、生活相談等を受け付ける。